

津幡町議長交際費支出基準及び公開に関する要綱（平成20年津幡町議会告示第2号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、津幡町議長（以下「議長」という。）が外部の個人又は団体との交際等に要する経費について、支出基準及び公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「津幡町議長交際費」とは、議会を代表して外部との交際に要するものであり、議長が必要と認める場合に予算の範囲内で支出する経費をいう。

（表意者）

第3条 表意者は、議長とする。ただし、議長以外の議員については、その職務上特に議長が必要と認めるときは、支出することができる。

（支出基準）

第4条 議長交際費の支出区分、支出内容及び基準額は、別表のとおりとする。

（公開する内容）

第5条 議長交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 件数
- (3) 支出金額

（公開の方法）

第6条 議長交際費の公開は、当月支給分を翌月の末日までに、その内容を議会事務局において閲覧に供するとともに、津幡町議会ホームページに掲載する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日津幡町議会告示第1号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出内容	基準額
1 懇談会費	民間の有識者や各種団体等との意見交換や情報収集を目的として開催される会合などの飲食に要する経費	参加者1人につき10,000円を限度
2 会費	各種団体等が行う懇親会等に出席する場合の実費相当額	金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は10,000円を限度
3 祝金・祝品・記念品	各種総会、大会、記念式典、行事、受賞(章)祝賀会等に対する祝金・祝品・記念品	1件につき10,000円を限度。ただし、会費を徴する場合は贈呈しない。
4 見舞	町政関係者(現職に限る。)の病気、事故、災害等に対する見舞金品及び災害義援金	1件につき10,000円を限度
5 香典	葬儀等における香典、生花に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
6 贈答品	来客や訪問先等への贈答品	1件につき10,000円を限度
7 激励金	町からの助成又は補助がなく、町を代表し優秀な成果により功績のあった個人、団体等の激励に係る経費	1件につき10,000円を限度
8 協賛金	町からの助成又は補助がなく、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費	1件につき10,000円を限度